

重層的支援体制整備事業で「政策化」された地域福祉の特徴とは**－支援会議の目的の比較から見える「地域福祉の政策化」の影響－**

○ 日本大学 氏名 中野 航綺 (010519)

キーワード：地域福祉の政策化・重層的支援体制整備事業・支援会議

1. 研究目的

重層的支援体制整備事業は、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度など、地域福祉を基盤とした制度をもとに、対象を限定しない社会福祉の仕組みとして設計されてきた。この過程は、「地域福祉の政策化」（永田 2021）¹として注目され、複合的な社会的課題への包括的な対応を目指す、近年の社会福祉政策の形成過程を象徴するものとして関心を集めている。

一方で「地域福祉の政策化」という概念自体が多義的に議論されており、政策化の対象となった「地域福祉」の内容や範囲は必ずしも明確ではない。また政策化された地域福祉がある一方で、政策化されず周縁化・不可視化された地域福祉がある可能性についても、議論は十分とは言えない。

そこで本報告では重層的支援体制整備事業を対象に、どのような地域福祉像が政策化の対象として注目され、政策的正統さを獲得したのか、またそこで何が語られなくなり、何が排除されたのかを、批判的に検討する。

2. 研究の視点および方法

本報告では、各制度に関する審議会報告書や自治体向けのガイドラインを分析対象として用いる。政策理念が具体化された資料を通じて、いかなる「地域福祉」が政策化され正統さを付与されてきたのかを検討する。重層的支援体制整備事業の制度設計上の論理を明らかにすることで、今後の支援体制整備における構成要素の再検討の方向性を探る。

3. 倫理的配慮

本報告は資料・文献研究のため倫理審査を必要としない。また日本社会福祉学会の「研究倫理規程」に基づき研究倫理上の配慮を行っている。なお開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

重層的支援体制整備事業は、地域包括ケアシステムおよび生活困窮者自立支援制度の理念を踏まえて設計されているが、必ずしも両制度を網羅的に組み込んだものとは言えない。制度間で目標の異なる部分について、一方に準拠する箇所もみられるためである。

その一例として、本報告では特に、制度ごとの「会議体」の位置づけに着目して比較する。地域包括ケアシステムにおける地域ケア会議は、たとえば長寿社会開発センターの作成する「地域ケア会議運営マニュアル」（2013）²においては、個別ケースの検討を通じて、制度の改善や新たな施策の立案、さらには国や都道府県への政策提言にまで接続することが期待されており、ボトムアップ型の政策再構築機能を担うことが目指されている。これ

に対して、生活困窮者自立支援制度における支援会議については、厚生労働省が示す「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」(2025)³において主に関係機関の連携・役割分担の確認や、連携上の課題共有などに機能が限定されている。社会資源の不足や地域課題についても、他の会議体での共有や協議が可能であると記されるにとどまり、当該会議が政策形成機能を担うとはされていない。さらに重層的支援体制整備事業において設置される支援会議も、厚生労働省が示す「支援会議の実施に関するガイドライン」(2021)⁴では、生活困窮者自立支援制度の会議体モデルが踏襲されている。ガイドラインの記述は生活困窮者自立支援制度からそのまま踏襲されており、会議の目的も支援者間の連携強化に主眼が置かれている。

5. 考 察

支援会議に与えられた機能の比較からは、「政策化された地域福祉」の特徴と課題が示される。地域包括ケアシステムでは、地域課題の可視化を通じて制度自体の見直しや再構築を行う、ボトムアップ型の地域福祉が目指されているのに対し、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業においては、支援者同士のつながり作り・関係作りに力点を置いた地域福祉が志向されている。つまり、「政策化」された地域福祉として語られるのは、支援の現場の組織化としての地域福祉である一方で、制度そのものを再帰的に問い直す視点をもつ政策改良型の地域福祉は、不可視化されていると言えるだろう。

こうしたことから重層的支援体制整備事業は、地域包括ケアと生活困窮者支援制度の理念や構成要素を網羅的に組み込んだものではなく、パッチワーク的に結合したものであることが指摘できる。また「包括的な支援体制の実践評価」との関連で見れば、現場実践における支援会議の活用や地域福祉実践を通じて明らかになる地域課題を、政策そのものにどのようにフィードバックし、政策を再構築していくのかについて検討する必要性が浮かび上がる。現時点では再帰的な実践としての地域福祉は政策の中で空白地帯となっており、これを政策課された地域福祉の中核に据えていくためには、どのような制度設計や実践上の工夫が求められるのかが、今後の重要な検討課題となるだろう。

参考文献

- 1) 永田祐 (2021)『包括的な支援体制のガバナンスー実践と政策をつなぐ市町村福祉行政の展開』有斐閣.
- 2) 一般社団法人長寿社会開発センター (2013)「地域ケア会議運営マニュアル」(<https://nenrin.or.jp/regional/pdf/manual/kaigimanual00.pdf>, 2025.5.25) .
- 3) 厚生労働省 (2025)「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」.
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001472210.pdf>, 2025.5.25)
- 4) 厚生労働省 (2021)「支援会議の実施に関するガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/content/tuuchi-sya0329-2.pdf>, 2025.5.25) .